

## 目 次

教育委員会規則	
○教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則	5
教育長訓令	
○教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令	5
告示	
○教育職員免許状の失効について	6
○市町村立の小学校及び中学校の位置変更について	6

### § 公布された教育委員会規則のあらまし §

#### ◆教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

- 趣旨  
教育財産の一部貸付け等を行うことを可能とするため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容  
教育財産を貸し付け、又は地上権等を設定することを可能にするための規定を新たに設けることとした（第15条の2関係）。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## 教育委員会規則

教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成24年 1月31日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

### 北海道教育委員会規則第1号

教育財産規則の一部を改正する教育委員会規則  
教育財産規則（昭和47年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第15条の次に次の1条を加える。  
（教育財産の貸付け等）

**第15条の2** 教育財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は教育財産である土地に地上権若しくは地役権を設定することができる。

#### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

## 教育長訓令

### 北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。  
平成24年 1月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令  
教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
第31条の次に次の1条を加える。  
（教育財産の貸付け等）

**第31条の2** 部局長は、規則第15条の2に基づき、教育財産を貸し付け、又は教育財産である土地に対し地上権の設定（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の4第2

項第3号から第6号までに掲げる施設及び同項第7号に掲げる施設（同項第3号から第6号までに掲げる施設の附属設備に限る。）の用に供する場合を除く。）若しくは地役権の設定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書をもって教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 貸し付けようとする理由
  - (2) 相手方
  - (3) 貸し付けようとする財産の教育財産等台帳記載事項及びその部分の明細
  - (4) 相手方の利用計画及び事業計画
  - (5) 貸付けの期間
  - (6) 貸付料（無償貸付又は減額貸付をしようとする場合にあっては、その理由）及びその歳入科目
  - (7) その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 相手方の申請書
  - (2) 貸付料算定調書
  - (3) 第8条第2項第6号に掲げる図面（貸し付けようとする部分を明示したもの）
- 3 北海道財務規則第205条の21から第205条の24まで（教育財産である土地に対し地上権又は地役権を設定する場合にあっては、第205条の22を除く。）の規定は、教育財産の貸付け又は教育財産である土地に対する地上権若しくは地役権の設定について準用する。
- 4 教育財産である土地に対する地上権の設定は、30年を超えてはならない。
- 5 前項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新の日から30年を超えることができない。

#### 附 則

この教育長訓令は、令達の日から施行する。

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第6号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により、失効した。

平成24年1月31日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

氏 名	角 田 竜 二	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
高等学校教諭1種免許状 （工 業）	昭63高2普第393号	昭和63年3月18日	北海道教育委員会
高等学校教諭専修免許状 （工 業）	平14高専修第137号	平成14年12月16日	
失 効 年 月 日	平成23年12月7日		
氏 名	瀧 澤 和 也	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
中学校教諭1種免許状 （保 健 体 育）	昭61中1第2710号	昭和61年3月31日	東京都教育委員会
高等学校教諭1種免許状 （保 健 体 育）	昭61高1第2770号		
失 効 年 月 日	平成23年12月7日		
氏 名	村 井 祐 紀	本 籍 地	北 海 道
免許状の種類（教科）	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭2種免許状	昭63小2普第257号	昭和63年3月31日	北海道教育委員会
特別支援学校教諭2種免許状 （知的障害者・肢体不自由者・病弱者）	平23特支2第116号	平成23年8月12日	
失 効 年 月 日	平成23年12月21日		

### 北海道教育委員会告示第7号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の位置変更の届出を、受理した。

平成24年1月31日

北海道教育委員会委員長 若狭洋市

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
函館市	函館市立 弥生小学校	平成24年1月17日	函館市弥生町 12番1号	函館市弥生町 4番16号	新校舎の設置に 伴う移転
厚岸町	厚岸町立 真龍中学校	平成24年1月4日	厚岸郡厚岸町 宮園3丁目6 番地	厚岸郡厚岸町 白浜1丁目5 番地	旧北海道厚岸潮 見高等学校校舎 の転用に伴う移 転

